

第一九回

参第一四号

臘虎膾肭獸獵獲取締法の一部を改正する法律（案）

臘虎膾肭獸獵獲取締法（明治四十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「没収ス」を「没収スルコトヲ得」に、「追徴ス」を「追徴スルコトヲ得」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

臘虎膾舘獸獵獲取締法の罰則は、他種漁業取締規定との均衡上これを緩和する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。